

○旅行業者等が旅行者と締結する契約等に関する規則（平成二十一年内閣府・国土交通省令第一号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（取引条件の説明）</p> <p>第三条 法第十二条の四第一項に規定する取引条件の説明は、次に掲げる事項について行わなければならない。</p> <p>一 企画旅行契約を締結しようとする場合にあっては、次に掲げる事項</p> <p>イ〜ヲ（略）</p> <p>ワ ホに掲げる旅行に関するサービスに専ら企画旅行の実施のために提供される運送サービスが含まれる場合にあっては、当該運送サービスの内容を勘案して、旅行者が取得することが望ましい輸送の安全に関する情報</p> <p>カ （略）</p> <p>二 企画旅行契約以外の旅行業務に関する契約（次号に規定する契約を除く。）を締結しようとする場合にあっては、次に掲げる事項</p> <p>イ〜ハ（略）</p> <p>ニ 前号ハからヘまで、チからヲまで及びカに掲げる事項</p> <p>三（略）</p> <p>（書面の記載事項）</p> <p>第五条 法第十二条の四第二項の国土交通省令・内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 企画旅行契約を締結しようとする場合にあっては、次に掲げる事項</p> <p>イ〜ニ（略）</p> <p>ホ 第三条第一号ハからカまでに掲げる事項</p> <p>二 企画旅行契約以外の旅行業務に関する契約（次号に規定する契約を除く。）を締結しようとする場合にあっては、次に掲げる事項</p>	<p>（取引条件の説明）</p> <p>第三条 法第十二条の四第一項に規定する取引条件の説明は、次に掲げる事項について行わなければならない。</p> <p>一 企画旅行契約を締結しようとする場合にあっては、次に掲げる事項</p> <p>イ〜ヲ（略）</p> <p>（新設）</p> <p>イ〜ヲ（略）</p> <p>カ （略）</p> <p>二 企画旅行契約以外の旅行業務に関する契約（次号に規定する契約を除く。）を締結しようとする場合にあっては、次に掲げる事項</p> <p>イ〜ハ（略）</p> <p>ニ 前号ハからヘまで及びチからヲまでに掲げる事項</p> <p>三（略）</p> <p>（書面の記載事項）</p> <p>第五条 法第十二条の四第二項の国土交通省令・内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 企画旅行契約を締結しようとする場合にあっては、次に掲げる事項</p> <p>イ〜ニ（略）</p> <p>ホ 第三条第一号ハからヲまでに掲げる事項</p> <p>二 企画旅行契約以外の旅行業務に関する契約（次号に規定する契約を除く。）を締結しようとする場合にあっては、次に掲げる事項</p>

イ・ロ (略)

ハ 第三条第一号ハからヘまで、チからヲまで及びカ、同条第二号ハ並びに前号ハ及びニに掲げる事項

三 (略)

(書面の記載事項)

第九条 法第十二条の五第一項の国土交通省令・内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一 企画旅行契約を締結した場合にあっては、次に掲げる事項

イ (略)

ロ 第三条第一号ハからトまで及びリからカまで並びに第五条第一号イ、ハ及びニに掲げる事項

ハ・ニ (略)

二 企画旅行契約以外の旅行業務に関する契約を締結した場合にあっては、次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 第三条第一号ハからヘまで、リからヲまで及びカ、同条第二号ハ、第五条第一号ハ及びニ並びに前号ハに掲げる事項

(広告の表示事項)

第十三条 法第十二条の七の国土交通省令・内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一〜六 (略)

七 第三号に掲げるサービスに専ら企画旅行の実施のために提供される運送サービスが含まれる場合にあっては、当該運送サービスの内容を勘案して、旅行者が取得することが望ましい輸送の安全に関する情報

八 (略)

イ・ロ (略)

ハ 第三条第一号ハからヘまで及びチからヲまで、同条第二号ハ並びに前号ハ及びニに掲げる事項

三 (略)

(書面の記載事項)

第九条 法第十二条の五第一項の国土交通省令・内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一 企画旅行契約を締結した場合にあっては、次に掲げる事項

イ (略)

ロ 第三条第一号ハからトまで及びリからカまで並びに第五条第一号イ、ハ及びニに掲げる事項

ハ・ニ (略)

二 企画旅行契約以外の旅行業務に関する契約を締結した場合にあっては、次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 第三条第一号ハからヘまで及びリからヲまで、同条第二号ハ、第五条第一号ハ及びニ並びに前号ハに掲げる事項

(広告の表示事項)

第十三条 法第十二条の七の国土交通省令・内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一〜六 (略)

(新設)

七 (略)

改正案	現行
<p>（旅行業務取扱管理者の職務）</p> <p>第十条 法第十一条の二第一項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 八 （略）</p> <p>九 契約締結の年月日、契約の相手方その他の旅行者又は旅行に関するサービスを提供する者と締結した契約の内容に係る重要な事項についての明確な記録又は関係書類の保管に関する事項</p> <p>十 前各号に掲げるもののほか、取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便を確保するため必要な事項として観光庁長官が定める事項</p> <p>（禁止行為）</p> <p>第三十七条の九 法第十三条第三項第四号の国土交通省令で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 運送サービス（専ら企画旅行の実施のために提供されるものに限る。）を提供する者に対し、輸送の安全の確保を不当に阻害する行為</p> <p>二 旅行者に対し、旅行地において特定のサービスの提供を受けること又は特定の物品を購入することを強要する行為</p>	<p>（旅行業務取扱管理者の職務）</p> <p>第十条 法第十一条の二第一項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 八 （略）</p> <p>九 契約締結の年月日、契約の相手方その他の契約の内容に係る重要な事項についての明確な記録又は関係書類の保管に関する事項</p> <p>（新設）</p> <p>（禁止行為）</p> <p>第三十七条の九 法第十三条第三項第四号の国土交通省令で定める行為は、旅行者に対し、旅行地において特定のサービスの提供を受けること又は特定の物品を購入することを強要する行為とする。</p>

第四条の次に次の一条を加える。

(統括消費者取引対策官)

第五条 取引対策課に、統括消費者取引対策官一人を置く。

2 統括消費者取引対策官は、命を受けて、特定商取引に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号)の規定による購入者等(同法第一条第一項に規定するものをいう。)の利益の保護に関する事務のうち命令等に関する事務を行う。

附則

この府令は、平成二十四年七月一日から施行する。

府令・省令

○内閣府令第二号
国土交通省

旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)第十二条の四第一項及び第二項、第十二条の五第一項並びに第十二条の七の規定に基づき、旅行業者等が旅行者と締結する契約等に関する規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十四年六月二十九日

内閣総理大臣 野田 佳彦
国土交通大臣 羽田雄一郎

旅行業者等が旅行者と締結する契約等に関する規則を一部改正する命令

旅行業者等が旅行者と締結する契約等に関する規則(平成二十一年^{内閣府令第一号}国土交通省)の一部を

次のように改正する。

第三条第一号中ワをカとし、ヲの次に次のように加える。

ワ ホに掲げる旅行に関するサービスに専ら企画旅行の実施のために提供される運送サービスが含まれる場合にあつては、当該運送サービスの内容を勘案して、旅行者が取得することが望ましい輸送の安全に関する情報

第三条第二号二中「及びチからワまで」を「チからヲまで及びカ」に改める。

第五条第一号ホ中「ワまで」を「カまで」に改め、同条第二号ハ中「及びチからワまで」を「チからヲまで及びカ」に改める。

第九条第一号口中「ワまで」を「カまで」に改め、同条第二号ハ中「及びリからワまで」を「リからヲまで及びカ」に改める。

第十三条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 第三号に掲げるサービスに専ら企画旅行の実施のために提供される運送サービスが含まれる場合にあつては、当該運送サービスの内容を勘案して、旅行者が取得することが望ましい輸送の安全に関する情報

附則

この命令は、平成二十四年七月一日から施行する。

○国土交通省令第六十七号
道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第二十七条第一項の規定に基づき、旅客自動車運送事業運輸規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年六月二十九日

国土交通大臣 羽田雄一郎

旅客自動車運送事業運輸規則の一部を改正する省令
旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）の一部を次のように改正する。
第七条の次に次の一条を加える。

（運送引受書の交付）

第七条の二 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送を引き受けた場合には、遅滞なく、当該運送の申込者に対し、次の各号に掲げる事項を記載した運送引受書を交付しなければならない。

- 一 事業者の名称
- 二 運行の開始及び終了の地点及び日時
- 三 運行の経路並びに主な経由地における発車及び到着の日時
- 四 旅客が乗車する区間
- 五 乗務員の休憩地点及び休憩時間（休憩がある場合に限る。）
- 六 乗務員の運転又は業務の交替の地点（運転又は業務の交替がある場合に限る。）
- 七 運賃及び料金の額
- 八 前各号に掲げるもののほか、国土交通大臣が告示で定める事項
- 2 一般貸切旅客自動車運送事業者は、前項の規定による運送引受書の写しを運送の終了の日から一年間保存しなければならない。

附則

この省令は、平成二十四年七月二十日から施行する。

○国土交通省令第六十八号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十一条の二第一項及び第十三条第三項第四号の規定に基づき、旅行業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年六月二十九日

国土交通大臣 羽田雄一郎

旅行業法施行規則の一部を改正する省令

旅行業法施行規則（昭和四十六年運輸省令第六十一号）の一部を次のように改正する。

第十条第九号中「その他の」の下に「旅行者又は旅行に関するサービスを提供する者と締結した」を加え、同条に次の一号を加える。

十 前各号に掲げるもののほか、取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便を確保するため必要な事項として観光庁長官が定める事項

第三十七条の九を次のように改正する。

（禁止行為）

第三十七条の九 法第十三条第三項第四号の国土交通省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一 運送サービス（専ら企画旅行の実施のために提供されるものに限る。）を提供する者に対し、輸送の安全の確保を不当に阻害する行為
- 二 旅行者に対し、旅行地において特定のサービスの提供を受けること又は特定の物品を購入することを強要する行為

附則

この省令は、平成二十四年七月一日から施行する。

告

示

○金融庁告示第五十六号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）及び銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）並びに関係法令の規定に基づき、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の特例を次のように定める。

平成二十四年六月二十九日

金融庁長官 畑中龍太郎